

事務連絡
平成17年11月30日

各都道府県下水道担当課長
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室課長補佐 木村 孝

有害物質等流入事故対応マニュアルについて

下水道法の一部を改正する法律（平成17年法律第70号）において、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるシアン等の有害物質又は油が公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに公共下水道管理者に届け出なければならないこととする規定（事故時の措置）が追加され、平成17年11月1日より施行されたところである。

国土交通省都市・地域整備局下水道部では、地方公共団体の水質規制担当者等からなる「有害物質等流入事故対応マニュアル策定委員会」を設置して、事故時の措置に係る特定事業場への周知方法及び緊急時における体制の整備等について検討を行い、今般、「有害物質等流入事故対応マニュアル」をとりまとめました。

本マニュアルは、下水道施設に有害物質等の流入事故が発生した場合において、事故の対応を迅速かつ適切に行い、環境被害の軽減及び拡大防止、ひいては人的被害の回避を図ることを目的とし、①公共下水道管理者が実施すべき対応策、②公共下水道を使用している特定事業場に対する指導内容について具体的な対応策を示してありますので、本マニュアルを参考に、各地方公共団体においては、地域の実情に即したマニュアルを作成して頂きたい。

なお、各都道府県においては、この旨貴管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。